

E i w a N e w s

ねじれ国会による税制への影響

平成 20 年 4 月
(No. 033)

4月に入り、すでに桜の満開を迎えて、暖かく過ごしやすい季節となりました。

この時期には毎年、国土交通省から地価公示が発表され、その年の1月1日時点の全国の地価の状況を知ることができます。

平成19年1月以降の一年間の地価変動率は、全国平均で住宅地が+1.3%、商業地が+3.8%となり、ともに昨年に続いて2年連続して上昇となりました。

三大都市圏では、平均で住宅地が4.3%、商業地が10.4%上昇し、住宅地は2年連続、商業地は3年連続で上昇しています。

地方圏全体でも、平均で住宅地が1.8%の下落、商業地が1.4%の下落とともに下落ではありますが、4年連続して下落幅が縮小しています。

しかし、昨年、アメリカで発生したサブプライム問題は、日本の不動産の価格にも影響を与えていたといわれていますので、今後の動向が気になるところです。

さて、今回は、最近、日銀総裁人事により話題になっている「ねじれ国会」が、税制関係に与える影響について、ご紹介いたします。

1月と3月に本誌においてご紹介しました税制改正関係の法案は、2月末に衆議院で既に承認されていますが、参議院では承認されていないため、例年であれば3月末までに成立し、施行されているはずの法律が、未だに施行されていない状況です。

しかし、参議院の承認がない場合にも、衆議院での承認後60日以内に衆議院において再び可決されることにより、法案が成立することになっていますので、4月末には再承認され、法律が施行される見通しです。

税制改正案には、平成20年3月31日までに期限が到来するものや、4月1日以後に開始するものなどが多数あるため、法律が施行されるまでの4月中に限り、影響を受ける事項があります。

[1] ガソリン税（揮発油税、地方道路税）・軽油引取税

ガソリン税及び軽油引取税は、道路特定財源のための税であり、製油所から出荷した段階で課税し、ガソリン及び軽油の価格に転嫁され、最終消費者が負担しています。

ガソリン税及び軽油引取税の本来の税率は、それぞれ28.7円/ℓ、15.0円/ℓですが、道路の更なる整備等を理由に、1970年代から暫定税率として、それぞれ53.8円/ℓ、32.1円/ℓまで増税されていました。この暫定税率の期限が、平成20年3月31日です。

4月1日以後の製油所からの出荷分については、本来の税率に戻りますので、本来の税率と暫定税率の差額である25.1円/ℓ（ガソリン）、17.1円/ℓ（軽油）が、値下げされるとして、最近話題になっています。

改正案では、暫定税率の延長が明記されており、5月から再びガソリン等の値段が上がると見込まれます。

[2] 自動車取得税・自動車重量税

自動車取得税、自動車重量税についても、ガソリン税等と同様に道路の整備等を目的として、暫定税率が適用されていました。

自動車取得税は、自動車の購入時に課税される税ですが、購入価格に対して本来の税率は3%、暫定税率は5%です。

自動車重量税は、自動車の重量に応じて課税される税で、一般的に購入時や車検時に、2年又は3年分まとめて納税します。税率は用途等によって異なりますが、自家用の乗用車では、本来の税率は2,500円/0.5トン、暫定税率は6,300円/0.5トンです。

いずれの税についても、暫定税率の延長がされる前の4月1日から本来の税率に戻り、自動車取得税の税率は3%、自動車重量税の税率は2,500円/0.5トンとなります。

[3] 法人税関係

税制改正により、平成20年4月1日から適用されることとなっている項目のうち、研究開発促進税制等につきましては、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることとなっています。

また、中小企業投資促進税制や中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例等も、平成20年3月31日がその適用期限になっていますが、改正案で期限の延長が明記されていますので、4月中の購入等についても適用があり、影響はない予想されます。

[4] その他の税制

平成20年3月31日に期限切れになると予想されていた優遇税制（土地売買に関する登録免許税、中古車の自動車取得税、たばこ・ウイスキーの持込に関する関税等）については、5月31日まで期限が延長されていますので、4月中でも軽減措置が受けられます。

ねじれ国会は、今後法案を通す上で、様々な障害があると予想されますが、今回の税制改正等につきましては、法案が成立・施行される前においても不利にならないような措置がとられたようです。

ご不明な点等がありましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願ひいたします。